

輸出国政府機関の発行する検査証明書に記載された数量を超えて輸入された指定検疫物の取扱いについて

昭和57年 4 月13日 57動検甲第386号

輸出国政府機関の発行する検査証明書に記載された数量を超えて貨物として輸入された指定検疫物（オーバーカーゴ）の取扱いについては今後下記によることとしたのでお知らせする。

なお、この取扱いは、昭和57年 5 月 1 日以降到着したものから適用することとする。

記

家畜伝染病予防法第37条の規定により添付された輸出国政府機関の発行する検査証明書の記載数量を超えて貨物として輸入された指定検疫物（いわゆるオーバーカーゴ）については、原則的には輸入検疫証明書を交付しない。

ただし、当該貨物の全てが検査証明書の記載事項（種類、荷姿、マーク、ロット番号等）と完全に一致している場合は、その全量について輸入検査証明書を交付するものとする。